

所得税・町道民税

申告相談のお知らせ

確定申告は

3月16日(月)まで!

所得税・町道民税の申告相談窓口を、下記日程表のとおり設けますので、該当地区の会場で申告してください。

※2月10日(火)から2月25日(水)までは、財政課税務グループにお越しになられても申告相談はできません。

※該当地区以外の会場で申告を希望される方は、事前に必ず財政課税務グループまでご連絡ください。連絡がなく申告会場に来られた場合は、該当地区の方の申告が終わり次第対応します。

申告相談日程表

日程	地 区	時 間	会 場
2月	10 火 神明・膳棚・湯ノ岱	9時30分～11時30分	湯ノ岱地区集会所
	12 木 宮越・早瀬	9時30分～11時30分	宮越地区農業担い手センター
	13 金 小森	9時30分～11時00分	小森生活改善センター
	豊田	13時00分～14時30分	豊田生活改善センター
		9時30分～11時00分	桂岡生活改善センター
	17 火 原歌・大崎	9時30分～11時30分	大崎生活改善センター
	18 水 中須田1区・2区	9時30分～14時00分	ゆいっこハウス
	19 木 中須田3区・4区	9時30分～14時00分	
	木ノ子	9時30分～11時30分	
		13時00分～15時00分	木ノ子児童館
	扇石	9時30分～11時00分	扇石地区多目的集会施設
		13時00分～15時00分	汐吹生活館
	25 水 石崎	9時30分～11時30分	石崎地区集会施設
		13時00分～14時30分	小砂子地区集会施設(旧小砂子小学校)
	26 木 新村・向浜	9時30分～14時00分	
	27 金 北村・内郷	9時30分～14時00分	
3月	2 月 上ノ国	9時30分～14時00分	役場1階会議室
	5 木 中央区・中崎	9時30分～14時00分	
	6 金 大留	9時30分～14時00分	
	9 月 大留	9時30分～14時00分	
	10 火 スマホ申告日	9時30分～14時00分	

※3月10日(火)はスマホ申告希望者を対象とした「スマホ申告日」です。当日はスマホ申告以外の申告相談は受け付けませんので、ご注意ください。

※原歌地区、小砂子地区は申告会場が変更されています。

次の条件に該当する方は、町道民税の申告が必要です！

●国民健康保険加入者

軽減措置対象世帯(低所得世帯)の方(世帯員に未申告の方がいると軽減措置が適用されません)

●所得証明書が必要な方

収入がない方、扶養家族となっている方で、所得証明書が必要な方

次に該当する方は、申告をする必要がありません！

●収入が公的年金のみで、その収入金額が400万円以下の方

●収入が公的年金(収入金額が400万円以下であること)と、公的年金以外の所得が20万円以下の方

